

今後の会議の非公開について（案）

下水道管路の包括的民間委託検討部会では、包括的民間委託の内容についてご審議いただきます。しかし、今後の審議内容は提案内容の評価に係るものであるため、会議の内容の一部を非公開としていただきたいと思いますと考えております。

非公開の項目についてご審議お願いいたします。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という）第31条に基づき、下水道管路の包括的民間委託検討部会の会議は公開となります。

ただし、条例第31条但し書き（2）および（3）に該当する下記事項については、非公開とします。

＜非公開とする事項＞

検討部会の審議事項	時期	理由
評価プロセスの審議	第12回検討部会 （9月中旬予定）	提案書の評価に関する内容となることおよび、評価における適正な審査が阻害される可能性があるため
評価委員会	第13回検討部会 （10月下旬予定）	提案書の評価に関する内容となることおよび、評価における適正な審査が阻害される可能性があるため

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第31条（会議の公開）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合